

愛知県からのお知らせ



# 事業者等による 地域貢献活動の 推進に関する条例 が制定されました！

県民の生活を支える小売・サービス業、いわゆる事業者は、地域密着型産業であり、地域社会との十分な連携が必要であることから、地域へのより積極的な貢献が求められています。

これまで愛知県においては、商店街や商工会等では、地域コミュニティの担い手として地域活性化や魅力向上に向けた様々な取り組みが行われ、また、大型店では、県が策定した「商業・まちづくりガイドライン」に基づき、地域貢献計画の提出、同計画に定めた地域貢献の活動が行われてきました。

こうした取り組みの充実、強化を図り、地域貢献活動をさらに促進していくために、県条例**(2024年4月1日に施行(一部規定は同年7月1日))**を制定しました。

本条例により、地域商業の活性化及び長期的な発展、安全で安心できる魅力あるまちづくりの推進を図り、県民生活の向上、地域社会の持続可能な発展を目指します。



## 本条例に関するお問い合わせ

愛知県 経済産業局 中小企業部 商業流通課 街づくりグループ  
TEL:052-954-6338(ダイヤル) FAX:052-954-6925  
E-mail:shogyo@pref.aichi.lg.jp

## 条例のその他の内容

愛知県内(名古屋市を除きます)で大規模小売店舗を設置する予定のある方、すでに設置している方に必要な手続きが定められています。詳しくは、愛知県の Web ページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogyo/chiikikouken-jourei.html>





# 事業者等による地域貢献活動には、県民の皆さんの理解と協力が必要です。

## 地域貢献活動とは？

地域社会に貢献する自発的な活動をいいます。

## 地域貢献活動の例

地域づくり



環境美化



雇用確保



安全・防災



- 地元特産品の販売イベント
- 職業体験
- インターンシップ受入れ
- 地域コミュニティ拠点として空き店舗を活用
- 買い物弱者向け移動販売・配達サービス



- リサイクル品等回収ボックス設置、清掃活動



- パート・アルバイトの地元優先雇用、障がい者の実習受入れ



- 災害時の避難場所、生活物資提供
- 防犯駆け込み店として登録

## 「事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例」では以下のような内容を定めています。

### 条例の基本理念 ～単独で行う地域貢献活動から、連携して行う地域貢献活動へ～

- 事業者等による地域貢献活動の推進は、県、市町村、事業者等及び地域の多様な主体の連携や、事業者等の相互の連携を図りながら、**地域社会の持続可能な発展を目指して行う。**
- 事業者等による地域貢献活動の推進は、**県民の理解と協力の下に、地域の特性に応じて継続的に行う。**



### 事業者等の役割 事業者等：大型店、商店街の方々、事業者が組織する公共的な団体等

- 事業者等は、地域社会の構成員としての社会的責任を自覚し、**地域商業の活性化に資する活動や、地域貢献活動の実施に努める。**
- 大規模小売店舗設置者は、**当該地域と連携を図りながら、主体的・積極的な地域貢献活動の実施に努める。**
- 事業者は、地域商業関係団体への加入その他の方法により、**相互に連携を図るよう努める。**

### 条例の目的

基本理念を定め、県の責務・事業者等・県民の役割を明らかにして、県施策の基本事項を定め、あわせて大規模小売店舗設置者による地域貢献活動を推進するための措置を講ずることにより、地域商業の活性化及び長期的な発展、安全で安心できる魅力あるまちづくりの推進を図り、もって県民生活の向上及び地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的としています。



### 県の責務

- 事業者等による地域貢献活動の推進に関する施策の総合的な策定、実施
- 市町村が実施する事業者等による地域貢献活動の推進に関する施策への協力

### 県民の役割

- 県民は、事業者等による地域貢献活動について理解を深めるよう努め、事業者等による地域貢献活動に協力するよう努める。

